

ピット

心に寄り添うあなたのパートナー

宇和島地区 権利擁護センター ピット



ページ

センターの紹介と相談の流れ	1～4 ページ
成年後見制度（法定後見）	5～7 ページ
福祉サービス利用援助事業	8 ページ
成年後見制度（任意後見）	9～10 ページ
将来の不安に備えるサービス	11～12 ページ
よくあるご質問	13 ページ
相談窓口の紹介	14 ページ

〔このセンターは、宇和島市・松野町・鬼北町・愛南町を対象としています〕



権利擁護センターとは？

権利擁護センターは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方が住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らすことができるよう支援することを目的としています。

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づいて設置された公的な機関（※）です。

※宇和島市・松野町・鬼北町・愛南町が共同して、宇和島市社会福祉協議会に運営を委託しています。



権利擁護センターの事業内容は？

①権利擁護に関する相談及び制度の利用支援

成年後見制度や福祉サービス利用援助事業に関する相談に応じるとともに、制度等の利用を必要とする人が適切に利用できるよう、手続方法や申立・契約等に関するサポートを行います。

②成年後見制度に関する広報及び啓発

成年後見制度その他の権利擁護に関する情報発信、セミナーの開催などを通じて、成年後見制度のメリット等を広く周知します。

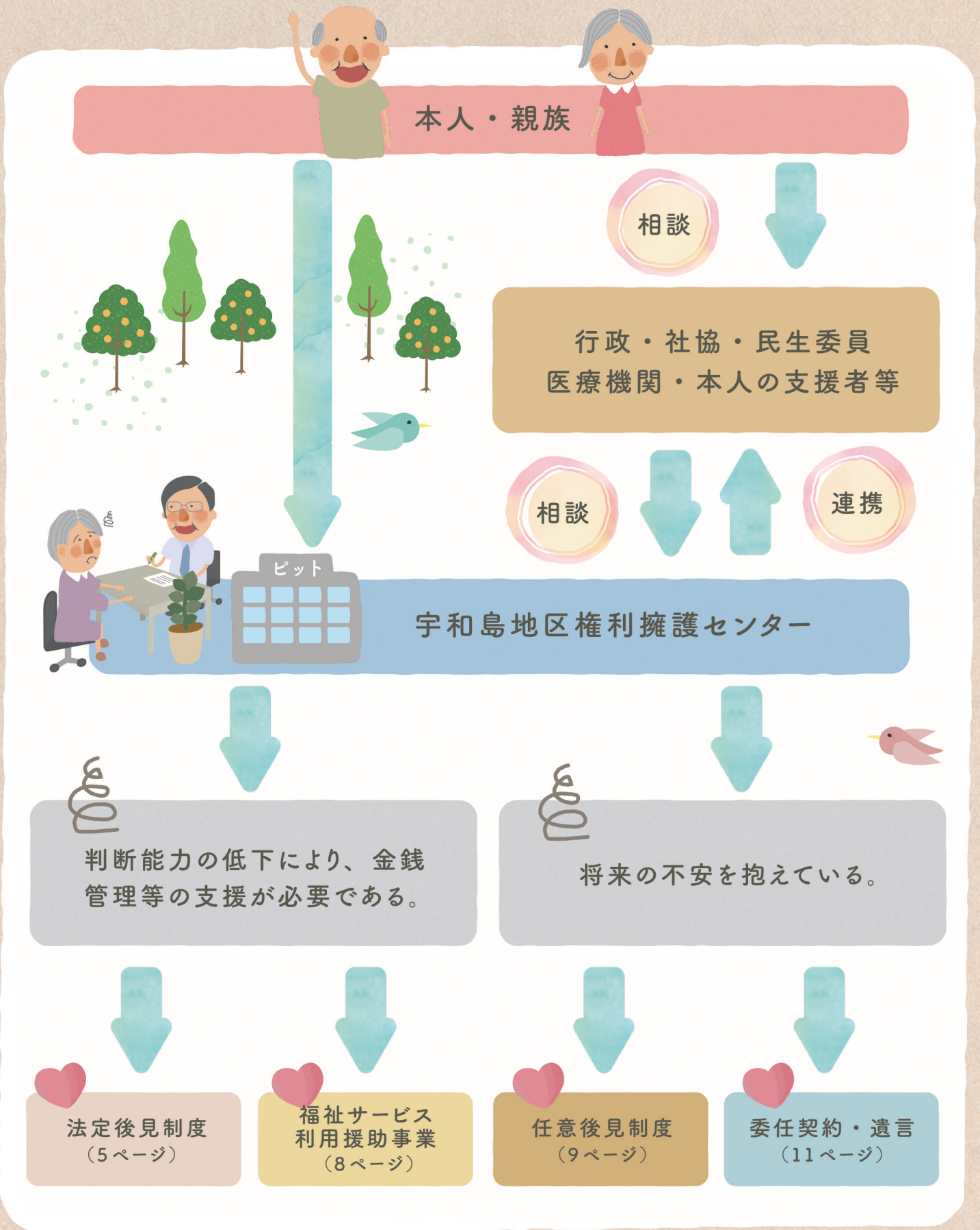
③後見人等支援

後見人等の日常の活動に対して、相談や助言を行うとともに、家庭裁判所への報告書の作成支援などを行います。

④権利擁護支援に関わる関係機関等との連携

成年後見制度や権利擁護等に関わる関係機関と連携して、相談会やセミナーを開催します。また、権利擁護に関するネットワークづくりなど体制づくりを行い、本人にとってよりよい支援につなげます。

【 宇和島地区権利擁護センターの相談と流れ 】



サービス利用の流れ



お困りごと

- 入所施設や福祉サービスの契約をするのが難しい。
- 認知症等により金銭管理ができない。悪特商法など心配。
- 不動産の処分や売買、遺産分割などできない。

- 福祉サービスの利用契約など一人では不安。
- 生活費を計画的に使えない。
- 公共料金など支払いを忘れる。

- 認知症になったときが心配。
- 独り身で子どもや身寄りがない。



利用できる制度

成年後見制度（法定後見）

認知症や知的障がいなどにより、判断能力が不十分な方が生活をする上で不利益とならないよう、「成年後見人等」が本人の代わりに適切な財産管理や契約行為の支援を行うための制度です。

P 5 へ

福祉サービス利用援助事業 （日常生活自立支援事業）

生活支援員が定期的に訪問して、福祉サービスを利用するための支援や、日常的な金銭管理の支援を行います。

P 8 へ

成年後見制度（任意後見）

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見受任者）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

P 9 へ

判断能力の程度



問題ない



不十分



著しく不十分



常に欠けている



補助

保佐

後見

判断能力の程度により、補助・保佐・後見の類型に分けられ、同意権や取消権、代理権などの権限が与えられた後見人等が法的に支援します。



本人との利用契約

成年後見制度に移行

生活支援員が定期的に訪問して、福祉サービスの利用相談や日常的な金銭管理を支援します。

任意後見契約締結

任意後見開始

本人の判断能力が低下した場合は、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて、任意後見契約の効力が生じます。契約した内容に基づき支援します。

委任契約をあわせてさらに安心！

(見守り契約、財産管理委任契約、死後事務委任契約)



成年後見制度（法定後見）



認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、福祉サービスや施設入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりすることが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力が十分でない方々を保護し、支援する制度です。

- 本人の判断能力の程度に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの類型に分けられます。

類型	程度	状況	権限付与の同意
補助	判断能力が不十分	物忘れが多いが自覚はある 意思疎通は十分可能 契約書類などの理解は困難	本人の同意が必要 (代理権・同意権・ 取消権)
保佐	判断能力が著しく不十分	自覚しない物忘れがある 日常の買い物くらいはできる 意思疎通は困難を伴う	本人の同意が必要 (代理権)
後見	判断能力が常に欠けている	日常的な買い物もできない 会話が成り立たず意思疎通は不能	本人の同意不要

- 後見人等に与えられる権限

代理権 本人に代わって、本人のために取引や契約などを行うこと

同意権 本人が結ぶ契約に保佐人、補助人が同意すること

取消権 本人に不利益な契約を取り消すこと(ただし、日常生活に関する行為は除く)

身上保護

福祉サービスの利用や入所・入院の手続き、契約に関わる支援を行います。

- 病院への入院や施設の入所手続き
- 介護保険や福祉サービスの利用手続き
- 定期的な訪問や状況の確認 など…

財産管理

本人のために必要な支出を計画的に行い本人の財産を管理します。

- 印鑑や預金通帳の保管、管理
- 金融機関との取引(定期預金の解約等)
- 不動産等の管理、処分
- 重要な消費契約、悪質な契約の取消し
- 相続手続き など…

● 成年後見人等について

- ・後見人等は親族の他、弁護士、司法書士、社会福祉士、法人などから選任されます。予想される後見事務やご本人の状況を踏まえたうえで、最終的に家庭裁判所が決定します。
- ・後見人等の活動は、本人の判断能力が回復するか死亡するまで続きます。
- ・後見人等は家庭裁判所の監督を受け、定期的に報告書を提出する必要があります。

● 成年後見人等の職務に含まれないこと

買物、食事の世話、身体
の介護をお願いすること



治療や手術などの医療
行為へ同意すること



身元保証人や身元引受人
になること



※職務には含まれませんが、福祉サービスの利用に繋げるなどして支援します。

● 申立て手続きの流れ

申立て準備

申立てに必要な書類を整えます。

※申立書類は家庭裁判所や権利擁護センター、最高裁判所のHPで取得可能です。権利擁護センターが「申立て支援」も行います。

※身寄りがないなどの理由で申立てをする人がいない方は、市町村長が申立てを行うことができます。

申立て

本人の住所地を管轄する家庭裁判所へ申立てをします。

調査・審理

家庭裁判所の調査官が本人や後見人等候補者の話を聞きます。
申立書類を確認して審査します。

後見開始

本人に最も適任な後見人等を選任します。

審判が確定して、登記されると登記事項証明書を取得できます。

4
ヶ月
以内

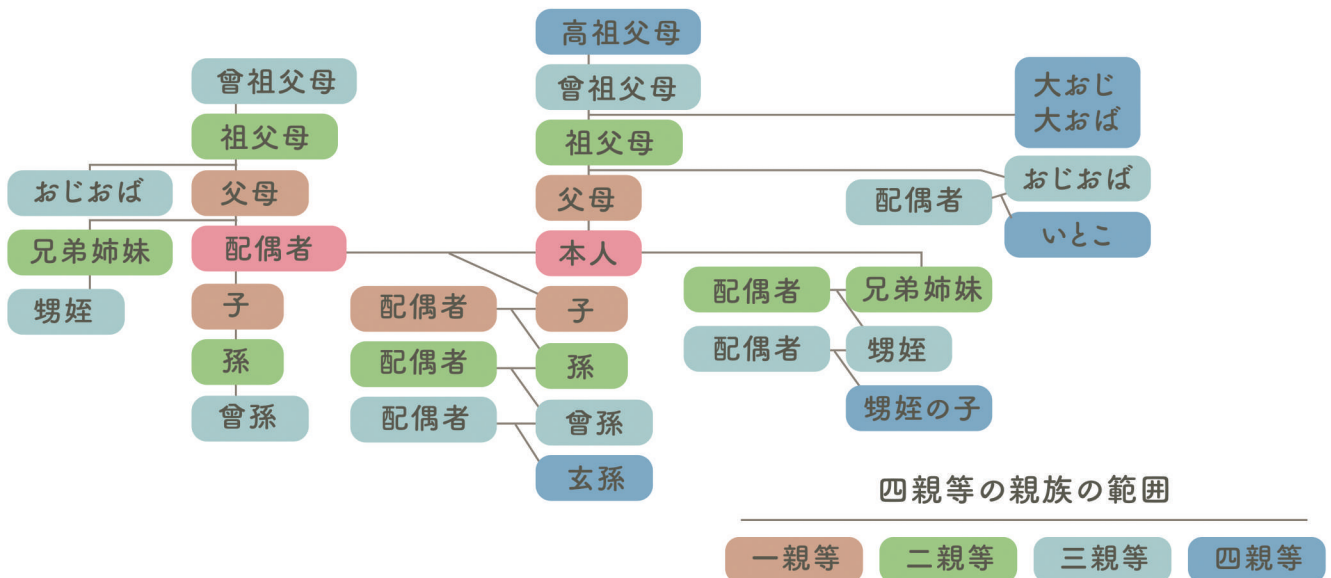
● 申立てにかかる書類と費用(目安)

申立手数料(収入印紙)..... 800円～2,400円 登記手数料(収入印紙)..... 2,600円
郵便切手 4,000円程度

- ・その他、戸籍謄本や住民票等の取得費用が必要です。
- ・家庭裁判所が必要と認めた場合に鑑定料がかかります。(3～10万円)

● 申立てできる方

本人の他に配偶者や四親等内の親族が申立てることができます。
本人に判断能力が無く、四親等内の親族もない場合は市町村長の申立てができます。
※四親等については下の図を確認ください。



● 後見人等の報酬

- ・報酬は、本人の財産状況に応じて家庭裁判所が決定します。
 - ・成年後見人等が本人のために活動した交通費等は本人の財産から支払われます。
- ※本人に資力がない場合は、報酬助成制度もあります。

★権利擁護センターが「申立て支援」や「後見人等を選任された方へのサポート」などをさせていただきます。

福祉サービス利用援助事業

福祉サービスは、自分自身が福祉サービスを選択し契約を結んで利用しますが、判断能力に不安のある方は、どのような福祉サービスがあるのか、どのようにすれば福祉サービスを利用できるのかなど、様々な場面で判断に迷い、適切にサービスを受けられない場合があります。そのような方々が出来る限り地域で安心して自立した生活を送れるようにお手伝いする事業を「福祉サービス利用援助事業」といいます。

♥ 利用できる方

- ①認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など。
- ②この事業の利用が日常生活の役に立つと思われ、本人が利用を希望する方。
- ③契約を結ぶこと、利用料がかかることをご理解いただける方。

福祉サービスの
利用方法が
わからない

通帳をどこに
しまったかな？

お金の支払い
が不安...



♥ サービスの内容

①福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスの情報提供や、利用手続きのお手伝いをします。
- ・ご本人が利用されている福祉サービスが適切に行われているかの確認や、福祉サービスに関する苦情解決のお手伝いをします。

②日常的金銭管理サービス

- ・日常生活に使う預貯金の出し入れをします。
- ・公共料金、福祉サービスの利用料等の支払いをします。

③書類等のお預かり

- ・印鑑や通帳等をお預かりします。
- ・必要に応じて金融機関の貸金庫を利用して保管します。



♥ 利用料

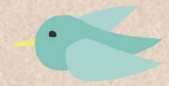
- ・1時間までは1,000円です。(1時間を超える場合は30分ごとに500円加算します)
- ・生活保護を受けている方は無料です。

※交通費を実費程度負担いただく場合があります。

※銀行の貸金庫を使って保管サービスを行う場合は、別途保管料をいただきます。



成年後見制度（任意後見）



判断能力があるうちに、認知症や障がいになった場合に備えて、自らが選んだ人（任意後見受任者）と財産管理や身上保護等、お願いすることをあらかじめ契約しておく制度です。

任意後見契約は、公証役場で公正証書を作成して、契約を結びます。

ご本人の判断能力が低下し、ひとりで決めることが困難になってきた場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されることで任意後見契約の効力が生じます。

この手続を申し立てることができるのは、ご本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。

例えばこんなとき…

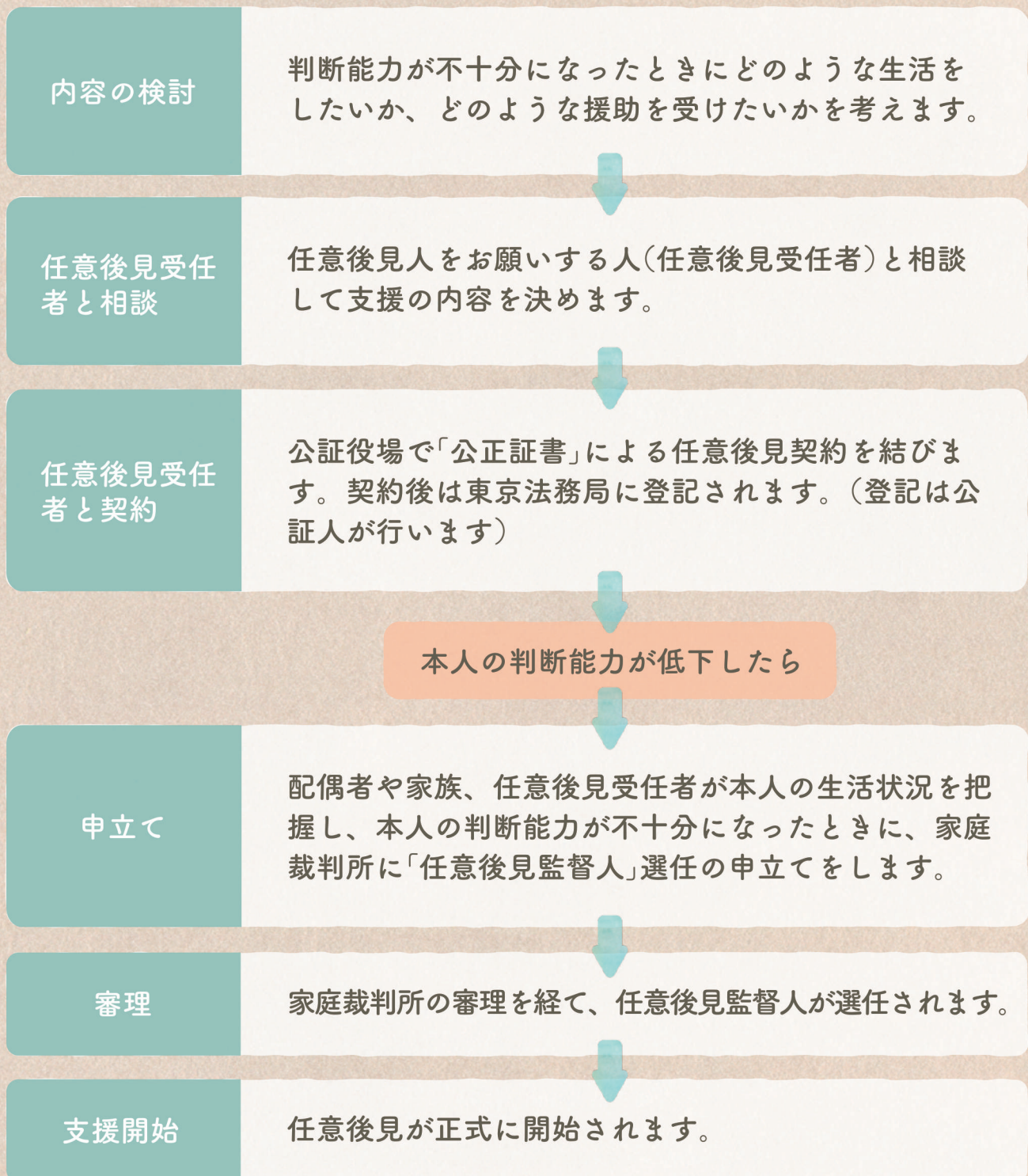
- ・自分の将来のことを自分で決めておきたい。
- ・認知症になったときは、知らない専門家ではなく、信頼できる方に支援をお願いしたい。
- ・障がいのある子どもの将来の支援について、備えておきたい。

● 任意後見契約内容の具体例

- ・財産の管理、保存
- ・金融機関（銀行・郵便局）との取引
- ・保険会社との契約等に関する事項
- ・定期的な収入の受領・定期的な支出を要する費用の支払い事務
- ・介護契約、その他の福祉サービスの利用契約に関すること
- ・福祉関係施設への入退所手続き
- ・病院への入退院手続き
- ・任意後見人の報酬 等…

※任意後見人には同意権・取消権による支援はありません。

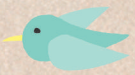
● 申立て手続きの流れ



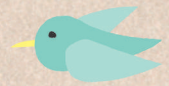
● 任意後見契約にかかる費用(目安)

- ・ 個別の状況によりますが、公正証書作成のための手数料や印紙代など約3万円程度が必要です。
- ・ 報酬については、任意後見受任者と相談して決定します。



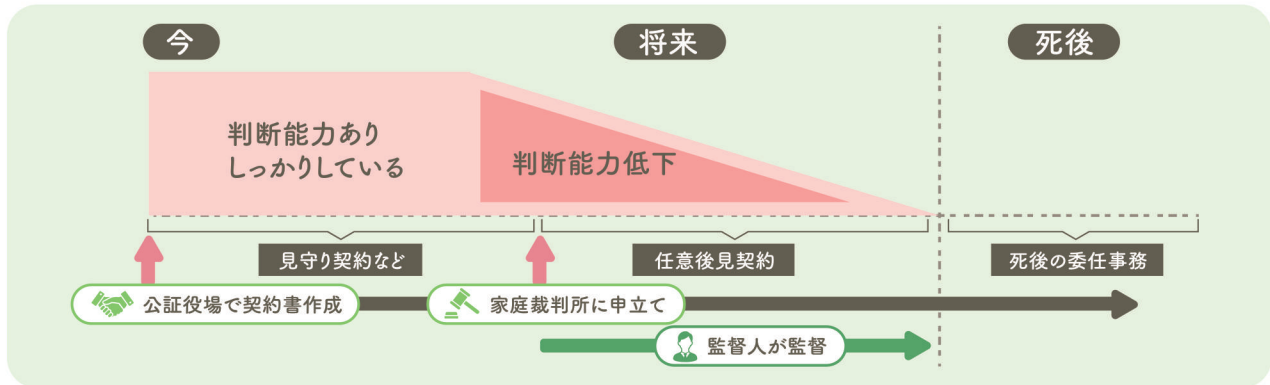


将来の不安に備えるサービス



♡ 委任契約

任意後見契約の効力が発生するまでの期間や死後については、サポートがない状況になります。そのような任意後見契約だけではカバーしきれない期間のサポート体制を整えるため、下記の制度があります。



「見守り契約」

任意後見が始まるまでの間、本人が安心して暮らすことができるよう見守ることや、判断能力が低下したタイミングですぐに支援を開始できるように、定期的に連絡を取って本人の健康状態や生活状況を確認する契約です。



「財産管理契約」

ケガや病気によって心身の状態が思わしくないときなど、本人に代わって財産の管理や療養看護に関する事務手続きを委任する契約です。



「死後事務委任契約」

葬儀、供養、遺品整理、契約解除、役所への各種届等の手続きを依頼する契約です。例えば、生前に何らかのサービスを契約していた場合、死後は自身で解約ができません。そのため、本人が亡くなった後の事務手続きについて生前に依頼する契約です。

● 契約について

- それぞれの契約については、委任者（依頼する人）と受任者（引き受ける人）で内容をしっかり検討する必要があります。
- 専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）以外に、親族や知人と契約することも可能です。
- 報酬については委任者と受任者で相談して決定します。

♥ 遺言書

残された相続人が苦勞したり、相続トラブルに発展したりすることを予防するために遺言書を作成しておく安心です。遺言書には「公正証書遺言」や「自筆証書遺言」があります。遺言内容を確実に実現させることのできる「公正証書遺言」を公証役場で作成することをおすすめします。「自筆証書遺言」の保管は、法務局の保管サービスを利用することもできます。

法定相続人と法定相続分		
法定相続人	法定相続分	
配偶者 子ども (第一順位)	配偶者 1/2	子ども 1/2 (人数で等分)
配偶者 親 (第二順位)	配偶者 2/3	親 1/3 (人数で等分)
配偶者 兄弟姉妹 (第三順位)	配偶者 3/4	兄弟姉妹 1/4 (人数で等分)
子ども (第一順位)	子ども 1/1 (人数で等分)	

	メリット	デメリット
公正証書遺言	- 公証人が作成するので明確で証拠力が高い - 紛失、偽造、隠匿、発見されないという恐れがない - 遺言の執行に、家庭裁判所での検認は不要	- 必要書類収集に手間がかかる - 遺言の内容を証人および公証人に知られてしまう - 公証人の手数料がかかる
自筆証書遺言	- 自分で作成できる - 費用がかからない - 遺言書の内容を誰にも知られることが無い	- 紛失、偽造、隠匿、発見されない恐れがある - 記載内容不備により無効となる恐れがある - 遺言の執行に、家庭裁判所での検認(遺言書の有効性調査)が必要となる





よくあるご質問



♥ 成年後見制度（法定後見）について

Q

成年後見制度の利用を考えています。専門職にお願いしたいと考えていますが、不正にお金を使われないか心配です。

A

成年後見人の事務処理状況を家庭裁判所が定期的にチェックし、不正が行われないようにしています。

Q

毎月の生活に余裕がなく、貯蓄ありません。このような場合でも成年後見制度は利用できますか。

A

成年後見制度は、判断能力が不十分な方を支援、保護するための制度です。裁判所への申立費用や後見人への報酬についても、一定要件のもとで、各市町行政が助成する制度があります。

♥ 成年後見制度（任意後見）について

Q

法定後見制度と任意後見制度の違いは何ですか？

A

任意後見制度の大きなメリットは、将来の支援を自分の信頼できる人にお願いできることです。財産管理や身上保護等、お願いしたいことをあらかじめ決めておくことができます。

Q

任意後見監督人の役割は何ですか？

A

任意後見受任者が任意後見契約の内容どおり、適正に仕事をしているかを、任意後見受任者から財産目録などを提出させるなどして監督することです。

♥ 福祉サービス利用援助事業について

Q

相談をしてから契約までにはどれくらいかかりますか。

A

ご本人の大切なお金のやりとりに関わる契約のため、ご利用の意思確認やそれに基づく支援計画の作成など、相談から契約までにはおよそ1~2か月かかります。

Q

本人の利用意思がない場合は、どのようなになりますか。

A

この事業は自分の意思で契約できる方が対象ですので、利用意思がない場合は契約できません。

その他、具体的なお相談につきましては、ピットまでお気軽にお問合せください。

成年後見制度に関する相談機関のご案内

～お近くの窓口までご相談ください～

項目	窓口	所在地	電話番号
行政	宇和島市役所 くらしの相談窓口	宇和島市曙町1番地	0895-49-7109
	宇和島市 地域包括支援センター	宇和島市曙町1番地	0895-49-7019
	鬼北町役場 地域包括支援センター	北宇和郡鬼北町大字近永 800番地1	0895-45-1111
	松野町役場 地域包括支援センター	北宇和郡松野町大字延野々 1406番地4	0895-42-1933
	愛南町役場 地域包括支援センター	南宇和郡愛南町城辺甲 2420番地	0895-72-7325
社会福祉協議会	宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町1丁目 6番16号	0895-23-3711
	鬼北町社会福祉協議会	北宇和郡鬼北町大字近永 782番地	0895-45-3709
	松野町社会福祉協議会	北宇和郡松野町大字松丸 1661-13	0895-42-0794
	愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘菊川 1157番地	0895-73-7777
その他の機関	松山家庭裁判所宇和島支部	宇和島市鶴島町8-16	0895-22-4466
	松山家庭裁判所愛南出張所	南宇和郡愛南町城辺甲3827	0895-72-0044
	宇和島公証役場	宇和島市住吉町1丁目 6番16号	0895-25-2292
	(公社)成年後見センター・ リーガルサポートえひめ支部	松山市南江戸1丁目4番14号 愛媛県司法書士会合同会館	089-941-8065
	(一社)愛媛県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ 愛媛	松山市喜与町二丁目5番地9 ピリカコスモス401号	089-948-8031

宇和島地区権利擁護センター「ピット」

受付時間	月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） 午前8時30分～午後5時15分
住所	〒798-0003 愛媛県宇和島市住吉町1丁目6番16号
電話	(0895)28-6033
FAX	(0895)24-7889
E-mail	pit.wel@uwajima-shakyo.or.jp

愛称「ピット」について

自動車レースなどでは、燃料補給や修理を行う整備所という意味をもつ「ピット」。長い人生の中で生じた問題や将来への不安をお聴きし、解決方法を一緒に考えたり、その人らしく歩む力を補給できる場所でありたい。お一人おひとりの気持ちに“ピット”共鳴できる専門機関であり続けたい。そんな思いを込めています。

- ・西予市方面より、宇和島朝日ICおりてすぐ
- ・津島方面より、宇和島坂下津ICおりて約5分
- ・JR宇和島駅から徒歩約15分



社会福祉法人 宇和島市社会福祉協議会

〒798-0003 愛媛県宇和島市住吉町1丁目6番16号
TEL (0895)23-3711 / FAX (0895)24-7889
<https://www.uwajima-shakyo.or.jp>

※当パンフレットに掲載されている画像等の無断転載はご遠慮ください。



facebook



ホームページ